

広島県告示第九百十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成二十年十一月十二日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社新建築エスケイ

広島市中区南竹屋町一一番七号

代表取締役 日高 繁実

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般一八）第〇三一三八一号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係わるもの。

（注一）「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が建築一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

（注二）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事以外の工事をいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十年十一月二十七日から平成二十年十二月十八日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、建築一式工事に該当する、平成十八年九月に発注者から直接請け負った民間のビル新築工事の施工において、同工事現場に資格要件を満たさない者を監理技術者として配置した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。

また、特定建設業の許可が無いにもかかわらず、政令で定める金額以上の下請契約を締結した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。